

## 指定管理者の管理運営に関する平成29年度評価票

所 管 課	東陽支所地域振興課	
施 設 名 称	産地形成促進施設東陽交流センター「せせらぎ」	指定期間 5年
評 価 対 象 期 間	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	

### I 評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
<b>1 当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み</b>	40	/	<b>32</b>
<b>(1) サービス向上の実現に向けた具体的な取組み</b> ①利用者に配慮した開館時間、休館日の運用が図られたか ②各種取組みは利用者数増に繋がったか ③自主事業は提案どおりに実施されていたか ④施設、事業等の広報・周知は十分であったか ⑤サービス向上のための自主的な取組は図られたか	20	4	16
<b>(2) 利用者満足度</b> ①利用者アンケート等の結果、利用者の満足度は、得られているか ②市民・利用者の意見・ニーズ等を把握し、それらを反映した取組みは、なされていたか ③市民・利用者からの苦情に対する対応は、十分であったか ④利用者がサービスを受けるに当たって 役立つ情報の発信はされていたか	20	4	16
<b>[評価の理由]</b> (1) 条例上、月2日の休館日を月1日として利用者へのサービスに取り組んでいる。 (2) 毎週営業会議を開催し、アンケート結果により改善に取り組んでいる。 また、利用者へ毎週情報をやメールで発信している。 (3) 逐次HPを更新し、情報発信を行っている。			
<b>2 管理経費縮減に関する取組み</b>	20	/	<b>16</b>
<b>(1) 経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み</b> ①経費節減のための十分な取組みがなされ、その効果があったか ②清掃、警備等を委託した場合、適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫がなされていたか ③適正な会計処理を行うための会計処理規程を作成し、誤り・不正がないよう適正に経費の執行はされていたか	10	4	8
<b>(2) 収入の増加</b> ①各種取組により収益の改善は、図られたか	10	4	8
<b>[評価の理由]</b> (1) 毎月、経費の運営状況の把握に努め、節減対策を図っている。 (2) 灯油の価格変動により冬季の燃料費が増加した。 (3) 各種イベントを開催し、収益の改善が図られている。			

3	当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み	20		16
	(1) 施設管理手法及び維持管理体制			
	①施設管理に係る人員は、管理業務が確実に履行できる配置であったか			
	②業務処理マニュアルに基づいた業務研修の実施等、職員の指導育成・研修は、十分講じられていたか	10	4	8
	③施設・設備及び備品の管理は、点検や修繕等を行う等、適切な措置が行われていたか			
	(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など			
	①一部の利用者に偏ることなく公平な利用を図り、公平でより多くの利用を前提とした利用調整は行われたか			
	②防火管理者の配置や緊急時対応マニュアル作成等、防災等の対応体制は、十分であったか	10	4	8
	③個人情報保護に係る取扱いマニュアルは作成されたか、また、それに基づいた情報管理はされていたか			
	[評価の理由]			
	(1) 定期的にシフトの見直し等を行い、適切な人員配置に務めている。 (2) 施設の清掃、温泉の塩素消毒を毎日行っており、維持管理に努めている。			
4	その他の取組み	20		16
	(1) 市民に親しまれる施設にする為の取組み			
	①地域団体等と連携した魅力あるイベントの開催はあったか	10	4	8
	(2) 地域雇用への配慮			
	①市民採用や地元業者への委託は、実現されていたか	10	4	8
	[評価の理由]			
	(1) 風呂の日（毎月6・16・26日）での入浴料割引やガラポン抽選等の実施、又地域と連携したイベントであるしょうが祭やふれあい夏祭り時の出店、月平均700名以上の来客数を確保している送迎プランなどのサービス企画等を実施している。 (2) 全ての従業員が地域採用（八代市・氷川町）であり、業務管理の委託先についても地元業者への委託に努めている。			
合 計		100		80

【評価レベル】

評価レベル	乗 率	内 容	備 考
5	100%	良 い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	目標(計画)を上回る管理運営がなされている
3	60%	普 通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
2	40%	↓	目標(計画)を下回る管理運営がなされている
1	20%		目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

※合計得点が60点未満の場合は、改善指示書を通知する等の必要な措置を行う。

※合計得点が60点以上の場合であっても、重要な項目については、同様の措置を行う。